

原子力施設等におけるトピックス  
(令和4年12月19日～12月25日)

令和4年12月28日  
原子力規制庁

○令和4年12月19日～12月25日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
12月23日	学校法人東北医科薬科大学	小松島キャンパス	放射性同位元素の管理区域外漏えい	

○主要な原子力事業者(\*)の原子力事業所内で令和4年12月19日～12月25日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

\*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃株

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス  
該当なし

<その他>  
該当なし

(別紙1)学校法人東北医科薬科大学からの報告の概要

## 緊急情報

24時間以内に緊急情報はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

## 情報提供

3日以内に情報提供はありません。



緊急時ホームページ/メール登録

現在位置

[トップページ](#) [放射線防護・原子力防災](#) [原子力防災](#) [事故・トラブル情報](#) [原子炉等規制法または放射性同位元素等規制法に基づく報告](#)  
(学)東北医科薬科大学から放射性同位元素の管理区域外漏えいについて報告を受理

原子力規制委員会

掲載日：2022年12月23日

# (学)東北医科薬科大学から放射性同位元素の管理区域外漏えいについて報告を受理

原子力規制委員会は、令和4年12月23日、学校法人東北医科薬科大学（以下「東北医科薬科大学」という。）から、放射性同位元素（以下「RI」という。）の管理区域外での漏えいについて、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

## 発生報告

令和4年12月23日、東北医科薬科大学から、同大学小松島キャンパス（宮城県仙台市）におけるRIの管理区域外での漏えいについて、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

東北医科薬科大学から受けた報告の概要は別紙のとおりです。

令和4年12月23日



《別紙》学校法人東北医科薬科大学からの報告の概要【PDF：43KB】

お問い合わせ先

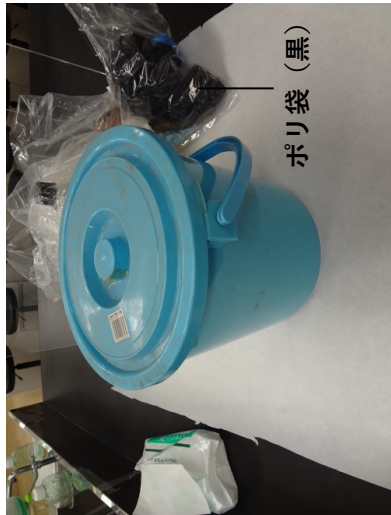
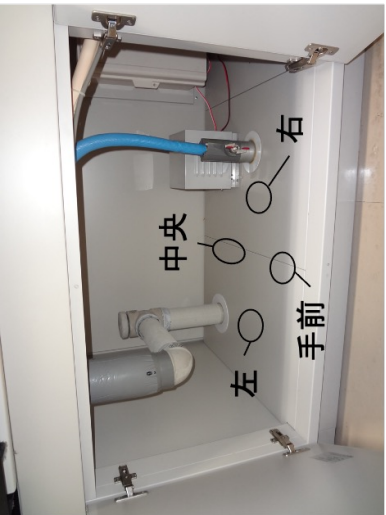
原子力規制庁  
長官官房 総務課 事故対処室 室長：山口道夫  
担当：佐々木

電話（直通） 03-5114-2121

学校法人東北医科薬科大学からの報告の概要  
(12月23日16時07分までに受けたもの)

- 令和4年12月8日(木)14時15分頃、放射性同位元素の使用施設である同大学小松島キャンパスの管理区域外で、H-3(トリチウム)を含む廃液が入ったガラス瓶を発見した。当該ガラス瓶は、ポリ袋で2重に包まれ、蓋付きポリバケツの中に収納されて、棚に保管されていた。
- 汚染検査の結果、H-3(トリチウム)により、バケツ内側(0.12Bq/cm<sup>2</sup>)、ポリ袋(0.17Bq/cm<sup>2</sup>)、棚(0.02 Bq/cm<sup>2</sup>)の汚染を確認した。
- 上記の検査結果から、放射性同位元素を含む廃液が管理区域外へ漏えいしたことが確認されたため、本日12月23日(金)14時45分に、放射性同位元素等の規制に関する法律第31条の2の規定に基づく法令報告事象(管理区域外漏えい)に該当すると判断した。
- 本事象による人体への影響はない。

以上





TOHOKU MEDICAL AND PHARMACEUTICAL UNIVERSITY

4-4-1, Komatsushima, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 981-8558, Japan

Tel: +81-22-234-4181; Fax: +81-22-275-2013

<https://www.tohoku-mpu.ac.jp/>

令和 4 年 12 月 23 日

報道関係者各位

学校法人東北医科薬科大学

### 放射性同位元素の放射線管理区域外での発見について

令和 4 年 12 月 8 日（木）、本学の小松島キャンパス教育研究棟において、放射線管理区域外から放射性同位元素（トリチウム）を含む廃液が入ったガラス瓶が発見され、直ちに原子力規制庁へ報告いたしました。ガラス瓶は、ポリ袋で 2 重に包まれ、蓋付きポリバケツの中に収納されて棚に保管されていたものです。

当該箇所の放射性物質による汚染の有無を検査し、バケツ内側、ポリ袋及び保管されていた棚の汚染があったものの、すべて法令基準値以下の値であることを確認しております。また、瓶内の液体の放射性同位元素は下限数量以下であり、人体および環境への影響はございません。

外部環境への影響はなく、法令基準値内での汚染であったものの、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則第 28 条の 3 第 4 号に該当すると判断し、本日、原子力規制庁へ「放射性同位元素等取扱施設における状況通報書」を提出しております。

(事業者公表資料)